



# TJ Prannarai

## COMMUNICATION CO., LTD.

42 Tower, Room 2102, 21<sup>st</sup> Floor, 65 Soi Sukhumvit 42 (Kluaynamthai), Sukhumvit Rd., Prakanong, Klongtoey, Bangkok 10110  
Tel: 0-2712-3199 Fax: 0-2712-3201 URL: <http://www.tjprannarai.co.th>

บริษัท ทีเจ พรานนาราย คอมมิวนิเคชั่น จำกัด อาคาร 42 ทาวเวอร์ ห้อง 2102 ชั้น 21 เลขที่ 65 ซอย สุขุมวิท 42 (คลองนาไม้) ต.สุขุมวิท แขวงพระโขนง เขตคลองเตย กรุงเทพฯ 10110

## タイ国 法律改訂情報 Vol. 57 (2015年9月24日発行)

みなさん、こんにちは。今回のタイ国法律改定情報 Vol. 57 は「国際貿易センター (International Trading Center: ITC) 設立奨励税措置」についてお送り致します。

前回 (2015年8月号、Vol. 56) では「国際地域統括本部 (IHQ) 設立奨励税措置」をお送り致しました。今回は、国際貿易センター (ITC) をトピックとして取り上げます。

### 国際貿易センター (ITC) 設立奨励税措置

タイにおける国際貿易センター (International Trading Center: ITC) 設立奨励のための減税及び免税恩典は、下記の通りである。

#### 【定義】

国際貿易センター (以下、ITC) とは、国外の法律に基づき設立された企業に対し、商品、原材料、部品を調達・販売、並びに貿易に関連するサービスの提供を目的として、タイの法律に基づき設立された法人をいう。

#### 【資格】

1. 会計期間の決算日に払込登録資本金が1,000万バーツ以上であること。
2. 各会計年度におけるタイ国内で支払われる ITC の運営費用が年間1,500万バーツ以上であること。
3. 承認申請を行い、ITC として歳入局長官承認を取得すること。
4. 歳入局長官告示の規定、手順、及び条件に従うこと。

#### 【税務恩典の期間】

15 会計期間

#### 【税務恩典】

1. ITC に対し、タイ国を経由しない、タイ関税法に基づく積み換え、通過貨物を含む国外での商品調達・販売の収入、及び国外の法人に対して貿易関連サービスを提供し、国外で発生した収入に課税される法人税を免除する。
2. IHQ で就労する外国人の個人所得税率を課税所得の15%に引き下げる。
3. 国外の法律で設立され、かつタイで事業を行っていない企業もしくはパートナーシップに対する、ITC からの配当金の法人税を免除する。ただし、1. に定める法人税免除を受けた収入に対する配当金のみ。

#### 注釈

1. ITC 設立奨励税措置に関する定義等含む、より詳細な内容については、[歳入法典 税減免措置に関する勅令 \(第 587 号\)](#) にあり。
2. ITC 設立奨励税措置に関する規定、手順、及び条件の、より詳細な内容については、[所得税に関する歳入局長官通達 \(第 253 号\) 国際貿易センターに対する所得税率低減、免除、及び特別事業税免除に関する規定、手順及び条件](#) にあり。(翻訳文販売しております)

以上  
(出展：タイ国税局 HP より)

#### ★販売のお知らせ★

1. 今回のトピックのタイ語原文: 700 THB
2. 所得税に関する歳入局長官通達 (第 253 号) 国際貿易センターに対する所得税率低減、免除、及び特別事業税免除に関する規定、手順及び条件  
(タイ語原文・日本語訳: 10 ページ) : 3,500 THB

お問い合わせ: [jpntrans@tjprannarai.co.th](mailto:jpntrans@tjprannarai.co.th)

タイ国法律改定情報は毎月第 3 木曜日に発行しております。

次回は、2015 年 10 月 15 日(木) です

過去のバックナンバーは無料でダウンロードが可能です。↓  
<http://www.tjprannarai.co.th/jp/consulting/information.html>

★知りたい情報や法律などございましたらご連絡の程お願い致します。

#### ☆ニュース☆

去る 9 月 10 日 (木) 泰日経済技術振興協会にて、労働関連法の講師を務めさせていただきました。今回は「**労使間の書類～見てみよう見直してみよう**」というタイトルで、従業員と会社が交わす契約書類と、それに関わる労使紛争について話しをさせていただきました。実際の訴訟事例を紹介し、起こりうる労使紛争の対策について理解を深めました。次回は 10 月 15 日 (木) 13:30~16:00 「**労使紛争 (仮題)**」のタイトルで、お話しする予定です。ご興味がある方は、下記まで直接お問い合わせ下さい。

お問い合わせ: [tpajapanese@tpa.or.th](mailto:tpajapanese@tpa.or.th) (笹嶋様・泰日経済技術振興協会)



# TJP サービスのご案内

## ★通訳者派遣

半日から対応が可能です。日本語能力検定1級の経験者が対応いたします。

**商談、労働訴訟、技術研修、会計監査、M&A**など難易度が高い案件の対応可能です。

## ★翻訳

日本語・タイ語・英語の相互翻訳を行っております。

**契約書、覚書、法規関連文書**から**マニュアルや仕様書**まで多岐に渡ります。

翻訳経験10年以上のベテラン翻訳者など、スペシャリストが対応いたします。

## ★各種デザイン

書籍やマニュアル、印刷物のレイアウト作成

カタログのデザイン、ポスター作成

リーフレット、ハンドアウト(配布用資料)のデザイン など

\*詳細につきましてはご相談ください。

## ★定型フォーマットの販売

社内で使用される定型フォーマットを販売しております。日本語・タイ語のセットで **1,500THB** です。

「雇用契約書」「警告書」「委任状」「退職届」など、9種類のフォーマットをそろえております。

<http://www.tjprannarai.co.th/jp/consulting/index.html>

## ★各種ご相談

法律関連のご相談は有料となっております。相談料は1案件 5,000THB～となっております。

### 【お問い合わせ・無料購読のお申し込み】

TJ Prannarai Communication Co., Ltd. (前田 千文)

TEL: 0-2712-3199 E-mail: [jpntrans@tjprannarai.co.th](mailto:jpntrans@tjprannarai.co.th)

HP: <http://www.tjprannarai.co.th/jp/index.html>